

## 平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	92,280.0人	2,348.0人	2.54%	395/544	72.6%
	(91,452.0人)	(2,225.5人)	(2.43%)	(399/546)	(73.1%)

### 2. 地方公共団体における在職状況

#### (1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	3,470.0人	82.0 人	2.36%	2/2	100.0%
	(3,437.5人)	(87.5人)	(2.55%)	(2/2)	(100.0%)

#### (2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	9,066.5人	222.5 人	2.45%	22/27	81.5%
	(9,067.5人)	(222.5人)	(2.45%)	(24/28)	(85.7%)

#### (3) 県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	6,384.5人	142.0 人	2.22%	1/1	100.0%
	(6,403.0人)	(145.0人)	(2.26%)	(1/1)	(100.0%)

### 3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	768.5人	21.0 人	2.73%	1/1	100.0%
	(763.0人)	(19.0人)	(2.49%)	(1/1)	(100.0%)

- 注 1. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. ( )内は、前年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
6. 県の機関には、特別地方公共団体(地方公共団体の組合)を含むものである。
7. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.2%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

# Press Release

佐賀労働局発表

平成 29 年 12 月 15 日(金)

## 【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 富田 洋子

地方障害者雇用担当官 宮崎 真二

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

佐賀労働局(局長 松森 靖)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

○佐賀県内の民間企業における雇用障害者数は 5 年連続で過去最高を更新  
障害者実雇用率は 2.54% となり過去最高(全国 3 位)

- ・雇用障害者は 2,348 人、対前年比 5.5% (122.5 人) 増加
- ・実雇用率 2.54%、対前年比 0.11 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は、72.6% (前年比 0.5 ポイント下降) となり、  
7 年連続で全国トップ

<地方公共団体> (同 2.3%、県の教育委員会は 2.2%) ※ ( ) は前年の値

○県の機関(教育委員会含む)は、全機関で法定雇用率達成

- ・県の機関：雇用障害者数 82.0 人 (87.5 人)、実雇用率 2.36% (2.55%)
- ・県の教育委員会：雇用障害者数 142 人 (145.0 人)、実雇用率 2.22% (2.26%)

○市町の機関は、27 機関中 22 機関で法定雇用率達成

- ・市町の機関：雇用障害者数 222.5 人 (222.5 人)、実雇用率 2.45% (2.45%)

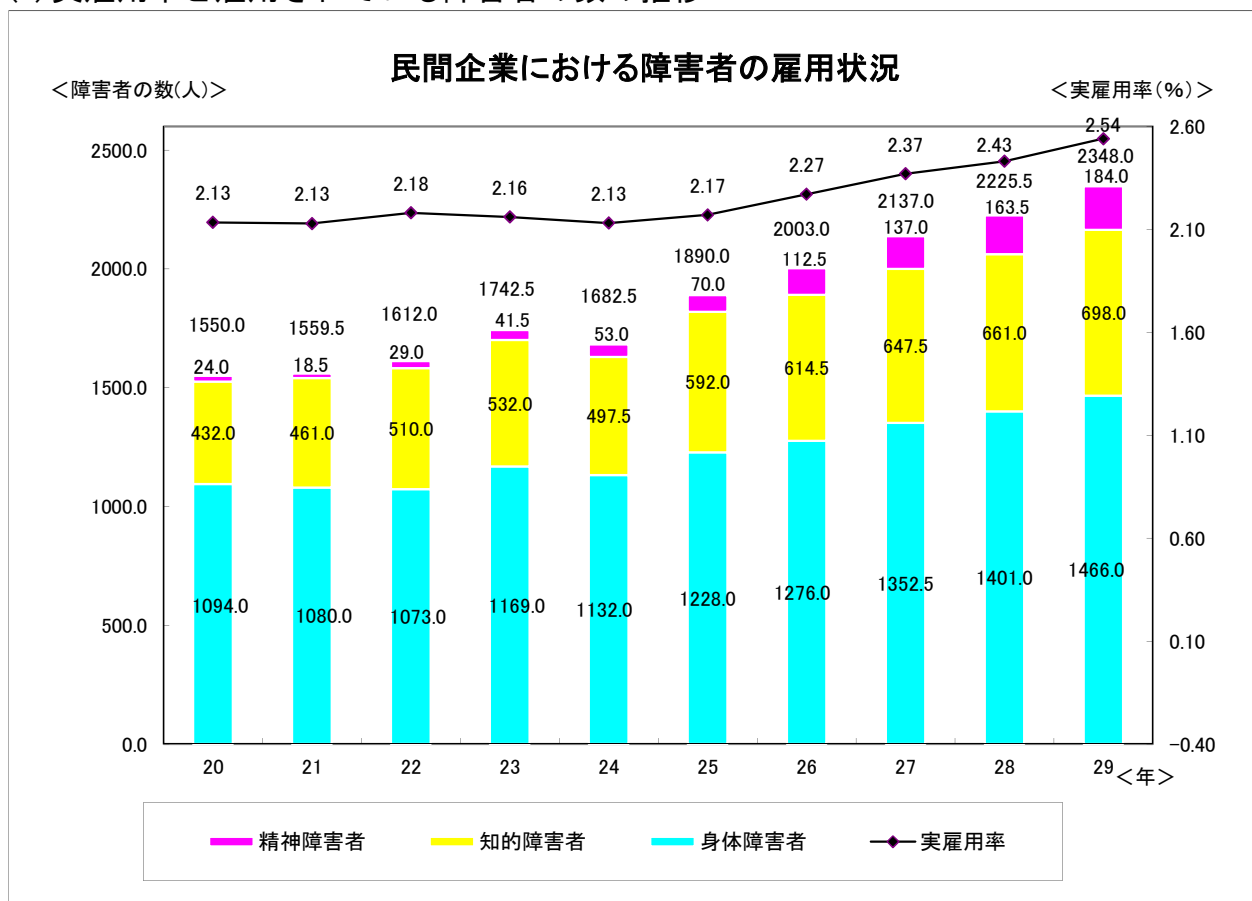
<独立行政法人等> (同 2.3%) ※ ( ) は前年の値

○雇用障害者数 21.0 人 (19.0 人)、実雇用率 2.73% (2.49%) で法定雇用率達成

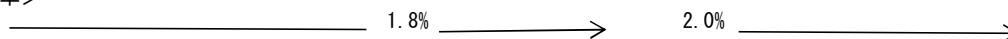




(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

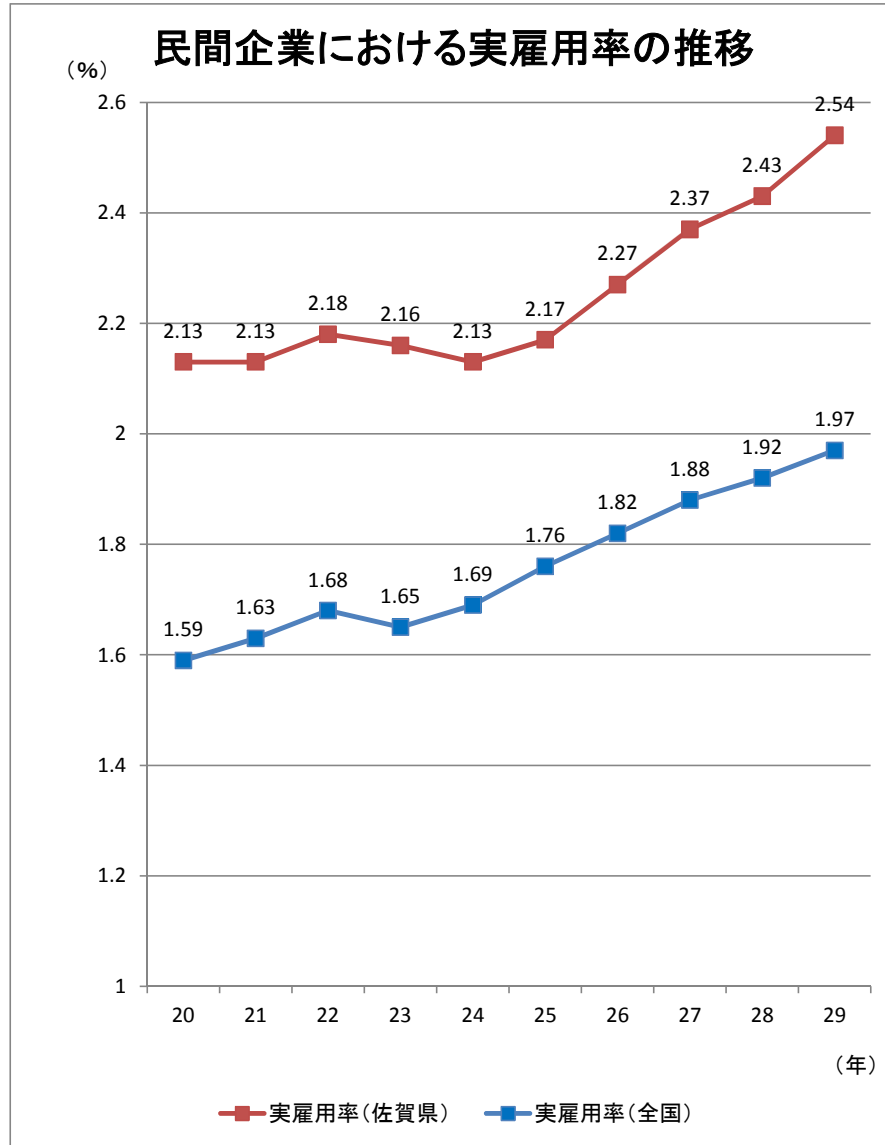
平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

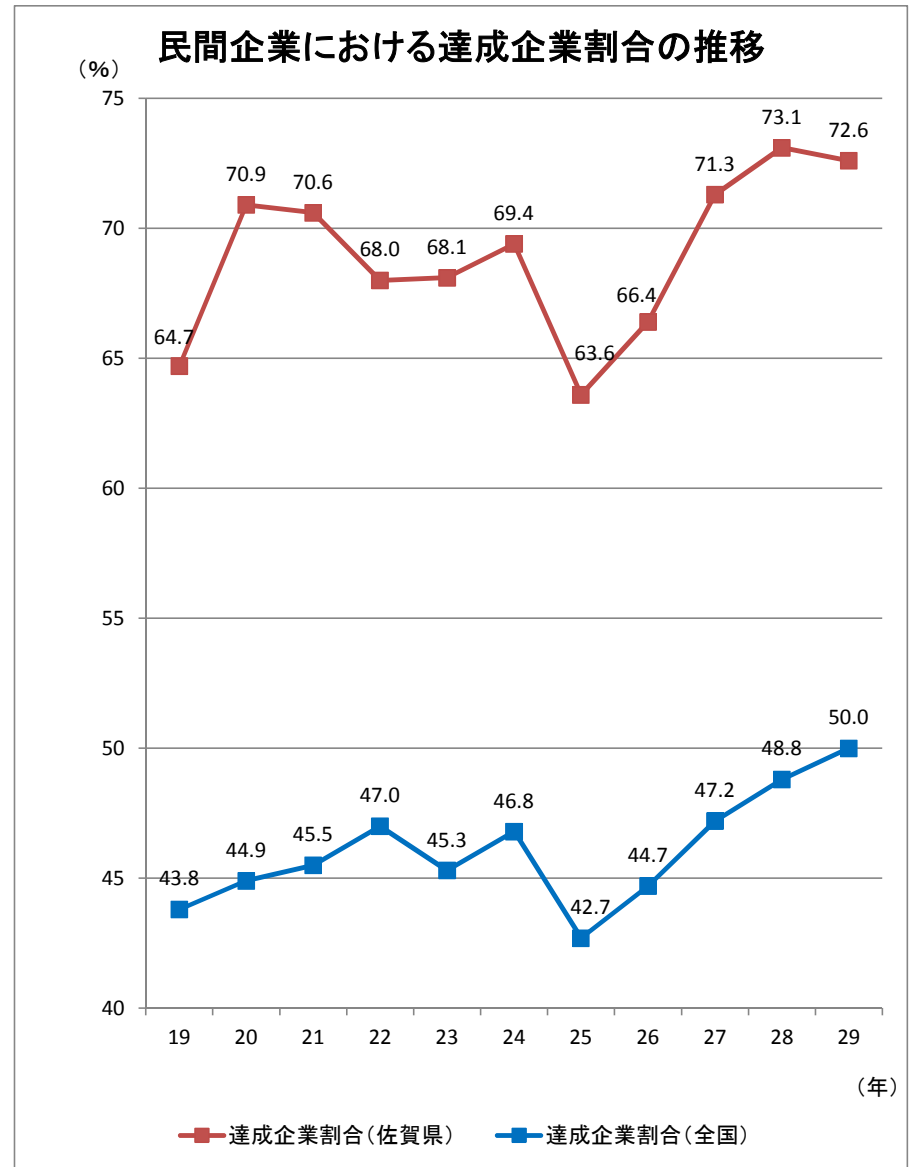
平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

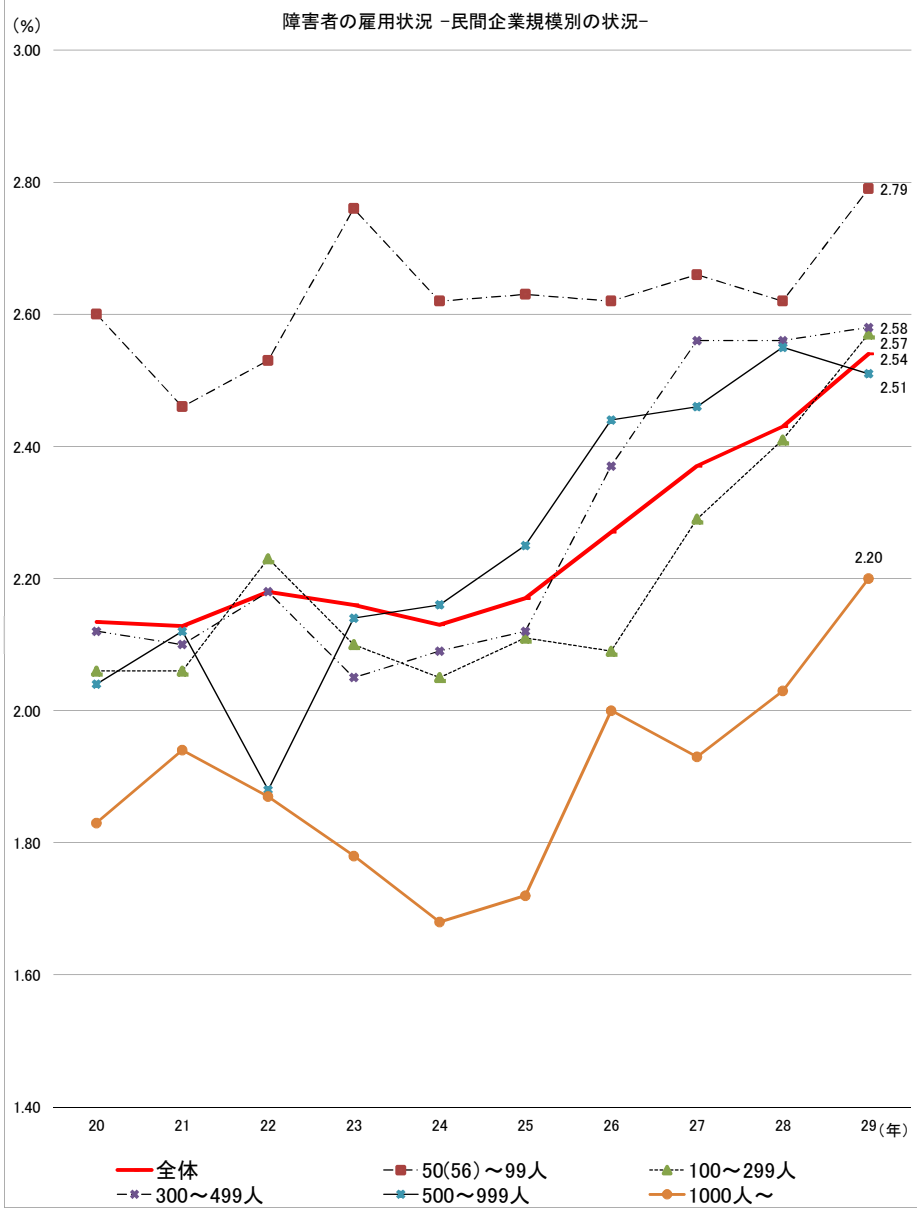


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4) 企業規模別実雇用率

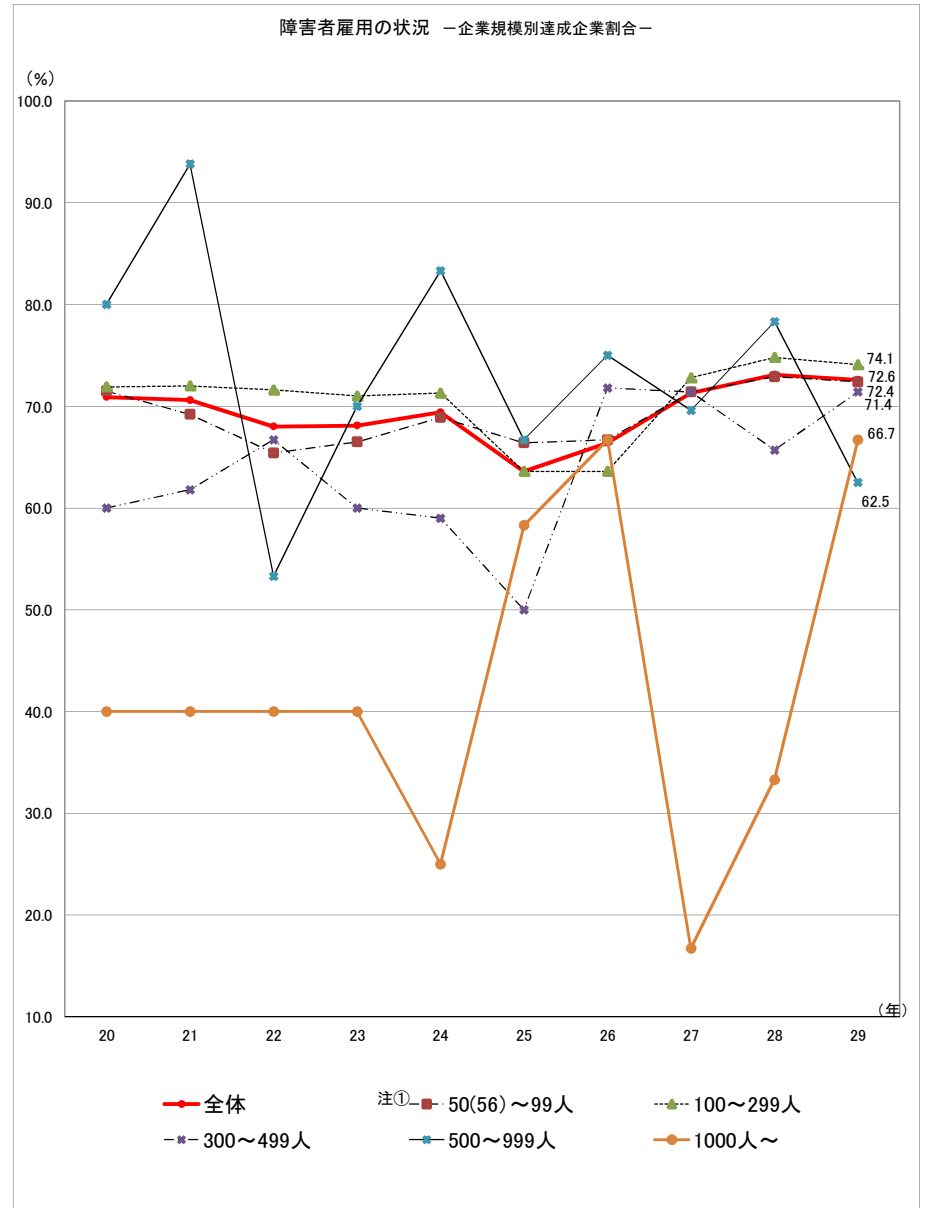
各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満

(5) 企業規模別実達成企業割合

各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| ○ 民間企業        | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">                 一般の民間企業 …………… 2.0%<br/>                 (50人以上規模の企業)<br/>                 特殊法人等 …………… 2.3%<br/>                 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br/>                 独立行政法人、国立大学法人等)             </td> </tr> </table> | { | 一般の民間企業 …………… 2.0%<br>(50人以上規模の企業)<br>特殊法人等 …………… 2.3%<br>(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等) |
| {             | 一般の民間企業 …………… 2.0%<br>(50人以上規模の企業)<br>特殊法人等 …………… 2.3%<br>(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等)   |   |   |
| ○ 国、地方公共団体    | …………… 2.3%<br>(43.5人以上規模の機関)  |   |   |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… 2.2%<br>(45.5人以上規模の機関)  |   |   |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

<詳細表>

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業 (2.0%)	企業 544 (546)	人 92,280.0 (91,452.0)	人 484 (429)	人 70 (69)	人 1,195 (1,181)	人 230 (235)	人 2,348.0 (2,225.5)	人 229.0 (239.5)	% 2.54 (2.43)	企業 395 (399)	% 72.6 (73.1)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ( )内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区 分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業 (2.0%)	人 2,348.0 (2,225.5)	人 343 (308)	人 45 (39)	人 691 (697)	人 88 (98)	人 1,466.0 (1,401.0)	人 118.0 (119.0)	人 141 (121)	人 25 (30)	人 365 (356)	人 52 (66)	人 698.0 (661.0)	人 69.5 (72.5)	人 139 (128)	人 90 (71)	人 184.0 (163.5)	人 41.5 (48.0)

- 注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ( )内は前年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)企業規模別の雇用状況

① 概況

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 544 (546)	人 92,280.0 (91,452.0)	人 484 (429)	人 70 (69)	人 1,195 (1,181)	人 230 (235)	人 2,348.0 (2,225.5)	人 229.0 (239.5)	% 2.54 (2.43)	企業 395 (399)	% 72.6 (73.1)
50～100人未満	228 (236)	15,914.0 (16,435.5)	93 (83)	14 (18)	229 (225)	30 (42)	444.0 (430.0)	37.5 (43.5)	2.79 (2.62)	165 (172)	72.4 (72.9)
100～300人未満	251 (246)	35,671.0 (35,250.5)	176 (152)	38 (27)	470 (465)	114 (109)	917.0 (850.5)	117.5 (115.0)	2.57 (2.41)	186 (184)	74.1 (74.8)
300～500人未満	35 (35)	11,841.0 (11,903.5)	64 (63)	4 (12)	168 (162)	12 (9)	306.0 (304.5)	21.0 (29.0)	2.58 (2.56)	25 (23)	71.4 (65.7)
500～1,000人未満	24 (23)	14,785.5 (14,200.0)	89 (85)	9 (3)	156 (160)	56 (59)	371.0 (362.5)	26.5 (36.5)	2.51 (2.55)	15 (18)	62.5 (78.3)
1,000人以上	6 (6)	14,068.5 (13,662.5)	62 (46)	5 (9)	172 (169)	18 (16)	310.0 (278.0)	26.5 (15.5)	2.20 (2.03)	4 (2)	66.7 (33.3)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区 分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 2,348.0 (2,225.5)	人 343.0 (308)	人 45.0 (39)	人 691.0 (697)	人 88.0 (98)	人 1,466.0 (1,401.0)	人 118.0 (119.0)	人 141.0 (121)	人 25.0 (30)	人 365.0 (356)	人 52.0 (66)	人 698.0 (661.0)	人 69.5 (72.5)	人 139.0 (128)	人 90.0 (71)	人 184.0 (163.5)	人 41.5 (48.0)
50～100人未満	444.0 (430.0)	50 (46)	9 (9)	113 (117)	15 (21)	229.5 (228.5)		43 (37)	5 (9)	91 (84)	7.0 (18)	185.5 (176.0)		25 (24)	8 (3)	29.0 (25.5)	
100～300人未満	917.0 (850.5)	129 (110)	22 (12)	281 (292)	38 (43)	580.0 (545.5)		47 (42)	16 (15)	139 (133)	37.0 (36)	267.5 (250.0)		50 (40)	39 (30)	69.5 (55.0)	
300～500人未満	306.0 (304.5)	48 (48)	3 (8)	101 (93)	8 (6)	204.0 (200.0)		16 (15)	1 (4)	53 (55)	1.0 (3)	86.5 (90.5)		14 (14)	3 (0)	15.5 (14.0)	
500～1,000人未満	371.0 (362.5)	68 (69)	7 (2)	93 (92)	20 (21)	246.0 (242.5)		21 (16)	2 (1)	32 (36)	4.0 (7)	78.0 (72.5)		31 (32)	32 (31)	47.0 (47.5)	
1,000人以上	310.0 (278.0)	48 (35)	4 (8)	103 (103)	7 (7)	206.5 (184.5)		14 (11)	1 (1)	50 (48)	3.0 (2)	80.5 (72.0)		19 (18)	8 (7)	23.0 (21.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	
規模計	149 ( 100.0%)	121 ( 81.2%)	20 ( 13.4%)	3 ( 2.0%)	4 ( 2.7%)	1 ( 0.7%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	72 ( 48.3%)
50～100人未満	63 ( 100.0%)	63 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	63 ( 100.0%)
100～300人未満	65 ( 100.0%)	48 ( 73.9%)	15 ( 23.1%)	2 ( 3.1%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	9 ( 13.9%)
300～500人未満	10 ( 100.0%)	5 ( 50.0%)	1 ( 10.0%)	1 ( 10.0%)	3 ( 30.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
500～1,000人未満	9 ( 100.0%)	5 ( 55.6%)	2 ( 22.2%)	0 ( 0.0%)	1 ( 11.1%)	1 ( 11.1%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
1,000人以上	2 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	2 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	機関 2	人 3,470.0	人 23	人 0	人 34	人 4	人 82.0	人 1.0	% 2.36	機関 2	% 100.0
	(2)	(3,437.5)	(26)	(1)	(32)	(5)	(87.5)	(0.0)	(2.55)	(2)	(100.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5（ ）内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	人 82.0	人 23	人 0	人 34	人 4	人 82.0	人 1.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0
	(87.5)	(26)	(1)	(32)	(5)	(87.5)	(.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

- 注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6.（ ）内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.3%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				F. うち新規雇用分
市町の機関	機関 27 (28)	人 9,066.5 (9,067.5)	人 61 (59)	人 5 (5)	人 93 (98)	人 5 (3)	人 222.5 (222.5)	人 24.5 (14.0)	% 2.45 (2.45)	機関 22 (24)	% 81.5 (85.7)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
市町の機関	人 222.5 (222.5)	人 60 (58)	人 5 (5)	人 83 (85)	人 5 (3)	人 210.5 (207.5)	人 22.5 (10.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (4)	人 0 (0)	人 5.0 (6.0)	人 0.0 (1.0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 7.0 (9.0)	人 2.0 (3.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の教育委員会	機関 1	人 6,384.5	人 38	人 0	人 66	人 0	人 142.0	人 20.0	% 2.22	機関 1	% 100.0
	(1)	(6,403.0)	(39)	(0)	(67)	(0)	(145.0)	(12.0)	(2.26)	(1)	(100.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の教育委員会	人 142.0	人 38	人 0	人 55	人 0	人 131.0	人 18.0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 1.0	人 0.0	人 10	人 0	人 10.0	人 2.0
	(145.0)	(39)	(0)	(57)	(0)	(135.0)	(10.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)	(8)	(0)	(8.0)	(2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
地方独立行政法人	法人 1	人 768.5	人 5	人 1	人 10	人 0	人 21.0	人 3.0	% 2.73	企業 1	% 100.0
	(1)	(763.0)	(4)	(1)	(10)	(0)	(19.0)	(3.0)	(2.49)	(1)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
地方独立行政法人	人 21.0	人 5	人 1	人 9	人 0	人 20.0	人 3.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 1	人 0	人 1.0	人 0.0
	(19.0)	(4)	(1)	(8)	(0)	(17.0)	(3.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。



#### 4 地方公共団体の各機関の状況

##### (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		3,470.0	82.0	2.36	0.0	
佐賀県知事部局		3,143.5	74.5	2.37	0.0	
佐賀県警察本部		326.5	7.5	2.30	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

区 分	項 目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計		9,066.5	222.5	2.45	7.0	
佐賀市		1,749.0	49.0	2.80	0.0	
唐津市(特例認定)		1,647.0	43.0	2.61	0.0	注4
鳥栖市		480.5	8.0	1.66	3.0	
多久市(特例認定)		326.0	8.5	2.61	0.0	注4
伊万里市		506.0	12.0	2.37	0.0	
武雄市		288.0	6.0	2.08	0.0	
鹿島市(特例認定)		308.5	8.5	2.76	0.0	注4
小城市		280.0	8.0	2.86	0.0	
嬉野市		180.0	3.0	1.67	1.0	
神埼市(特例認定)		335.0	11.0	3.28	0.0	注4
吉野ヶ里町		132.0	4.0	3.03	0.0	
基山町		135.0	3.0	2.22	0.0	
上峰町(特例認定)		110.0	1.0	0.91	1.0	注4
みやき町		192.0	4.0	2.08	0.0	
玄海町		131.5	2.0	1.52	1.0	
有田町		155.5	3.0	1.93	0.0	
大町町		92.0	2.0	2.17	0.0	
江北町		69.0	1.0	1.45	0.0	
白石町(特例認定)		252.5	5.0	1.98	0.0	注4
太良町		160.0	4.0	2.50	0.0	
佐賀市上下水道局		157.0	5.0	3.18	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		190.0	3.0	1.58	1.0	
佐賀市教育委員会		531.0	13.5	2.54	0.0	
小城市教育委員会		258.0	6.0	2.33	0.0	
鳥栖市教育委員会		113.0	2.0	1.77	0.0	
伊万里市教育委員会		154.5	4.0	2.59	0.0	
武雄市教育委員会		133.5	3.0	2.25	0.0	

伊万里・有田地区医療福祉組合においては、11月1日現在において不足数0人で達成となっている。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
唐津市	唐津市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

区 分	項 目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
佐賀県教育委員会		6,384.5	142.0	2.22	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

区 分	項 目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		768.5	21.0	2.73	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 5 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率 達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全 国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	3,502
<b>佐賀</b>	<b>2.54</b>	<b>0.11</b>	<b>72.6</b>	<b>△0.5</b>	<b>395</b>	<b>544</b>
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	899

事業主のみなさまへ

## 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

### 留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### 留意点

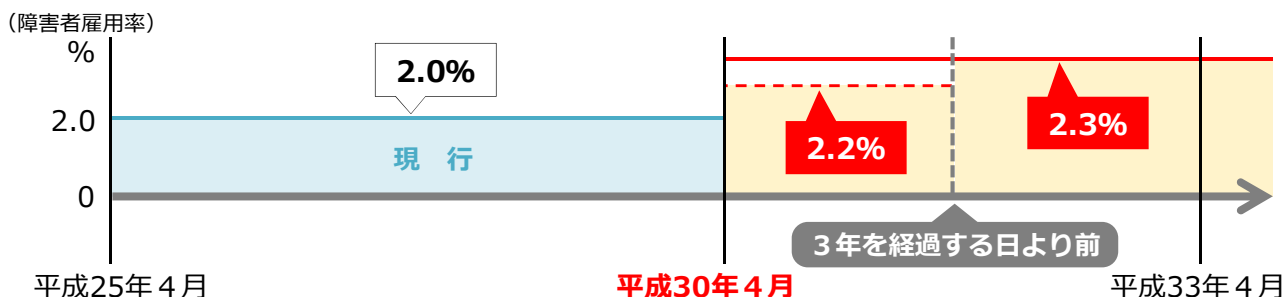
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

#### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前<sup>※</sup>に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

<sup>※</sup> 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

<sup>※</sup> 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01